本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一九三号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和元年一二月二二日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一九四号）（総務省）

1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、相浦地区について区域の指定を解除するとともに、いわき地区及び周南地区について区域の拡張を行うこととした。（別表関係）

3　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一九五号）（総務省）

1　広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第二地区及び第九地区について区域の縮小を行うこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令（政令第一九六号）（特定複合観光施設区域整備推進本部）

特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月七日とすることとした。

◇放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九七号）（総務省）

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二三号）の施行期日は令和二年一月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月三一日とすることとした。

◇公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五十八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十二条の四第三項の審議会等を定める政令（政令第一九八号）（文部科学省）

1　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条の規定により読み替えて適用する地方公務員法第五八条第三項の規定により読み替えて適用する労働基準法第三二条の四第三項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十三号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百十五号の項中「山上字小田原三百番十一から伊達市」を「粟津字長沢八十九番一から伊達市」に、「字小田原三百番十一から同市」を「字山岸十三番二から同市山上字遠藤百六十二番六、同市山上字円渕九番一、同市」に改める。

附　則

この政令は、令和元年十二月二十二日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　安倍　晋三

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成三十年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改める。

別表第十三号(3)中「川田」を「竹ノ花、川田、岩下」に、「天神後、塚原」を「塚原、小籔、沼田、天神後」に改め、同表第五十四号(3)中「古市一丁目」の下に「及び臨海町」を加え、同表中第六十八号を削り、第六十七号を第六十八号とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の二を第六十六号とする。